

# 独立行政法人国立大学財務・経営センター役員給与規則

平成16年4月1日  
制 定  
平成28年2月1日  
最 終 改 正

## (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第62条の規定により準用する同法第52条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## (役員給与)

第2条 役員給与は、常勤の役員については、俸給、特別地域手当、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

## (給与の支給)

第3条 役員給与は、その全額を現金で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

## (給与の支給日)

第4条 俸給、特別地域手当及び通勤手当は、その月の月額全額を毎月17日に支給する。ただし、支給日（以下この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給するものとする。また、支給日が休日に当たるときは18日に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（以下この項において6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給するものとする。

## (俸給)

第5条 常勤役員俸給月額、次の表に掲げるとおりとする。

号 俸	俸 給 月 額
特1	650,000
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

- 2 常勤役員の号俸は、次の各号に掲げる範囲内で理事長が決定する。
  - 一 理事長 4号俸以上
  - 二 理事 1号俸以上4号俸以内
  - 三 監事 特1号俸以上3号俸以内
- 3 理事長は、理事、監事の各職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、前項二号及び三号の範囲を超えて俸給月額を決定することができる。

(俸給の支給)

- 第6条 新たに常勤役員となった者には、その日から俸給及び特別地域手当（以下本条において「俸給等」という。）を支給する。
- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給等を支給する。
  - 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給等を支給する。
  - 4 第1項又は第2項の規定により俸給等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(特別地域手当)

- 第7条 特別地域手当は、センター所在の地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、次の項に掲げる事業場の勤務に応じ、常勤役員に対し支給する。
- 2 特別地域手当の月額は、俸給月額に次の各号の支給割合を乗じて得た額とする。
    - 一 本部（千葉県千葉市）に勤務する場合 100分の13
    - 二 東京連絡所（東京都千代田区）に勤務する場合 100分の18.5
  - 3 国立大学法人の役員及び職員、特定独立行政法人の役員及び職員、給与法適用職員、特別職に属する国家公務員、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用をうける職員、通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員及び職員、地方公務員、又は、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年法律第215号）第9条の2各号に掲げる法人、その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者が、引き続き役員となった場合において、前項に規定する特別地域手当の支給割合が、役員となった日の前日に勤務していた地域に係る地域手当又は地域手当に相当する手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該役員には、前項の規定にかかわらず、役員となった日から2年を経過するまでの間、俸給の月額に次の各号に掲げる期間に区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の特別地域手当を支給する。
    - 一 当該役員となった日から同日以降1年を経過するまでの期間  
役員となった日の前日に受けていた支給割合（役員となった日の前日に受けていた支給割合が当該役員となった日の後に改定された場合にあっては、役員となった日の前日に受けていた支給割合。次号において同じ。）
    - 二 当該役員となった日から同日以降2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）  
前号の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
  - 4 前3項に規定するもののほか、特別地域手当の支給に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるものとする。

(通勤手当)

- 第8条 通勤手当は、独立行政法人国立大学財務・経営センター職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第17条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。
- 2 通勤手当の月額は、職員給与規則第17条第2項及び第3項に規定する額とする。
  - 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当支給の取扱いについては、独立行政法人国立大学財務・経営センターに勤務する職員の例に準ずるものとする。

(期末特別手当)

第9条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員として引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 常勤役員が基準日前1月以内に退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、第1項後段の規定にかかわらず、期末特別手当は支給しない。

4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度のセンターの業績評価を参考に、その者の職務実績に応じ、その得られた額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができる。

5 期末特別手当の一時差止処分等の取扱いについては、給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、「期末手当」とあるのは「期末特別手当」と読み替えるものとする。

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は、120,000円とする。

2 第4条及び第6条の規定は、非常勤役員手当の支給日及び日割計算について準用する。この場合において、第4条中「俸給、特別地域手当」及び第6条中「俸給及び特別地域手当」とあるのは「非常勤役員手当」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第11条 この規則により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、当該任期が満了するまでの間、俸給月額のほかその差額に相当する額を俸給として支給する。

2 この場合において、東京連絡所に勤務する役員に係る特別地域手当については、第7条第2項第2号に規定にかかわらず、俸給月額に100分の12の支給割合を乗じて得た額とする。

(平成22年3月31日までの間における特別地域手当の適用に関する特例)

第3条 平成22年3月31日までの間における第7条第2項に規定する特別地域手当の支給割合の適用については、以下のとおりとする。

一 削除

二 東京連絡所(東京都千代田区)に勤務する場合 100分の17

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年5月29日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例)

第2条 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第9条第4項の適用については、第9条第4項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

第2条 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規則第9条第4項の規定にかかわらず、同項により算出される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に常勤役員以外の者から常勤役員となった者(同年4月1日に常勤役員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。))にあつては、その常勤役員となった日(当該日が2以上あるときは、別に定める日)において常勤役員が受けるべき俸給、特別地域手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成21年6月1日において役員であった者(任用の事情を考慮して別に定める者を除く。)に

同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

第3条 前条第1号及び第2号において、別に定めることとなっている事項の取扱いについては、職員の例に準ずるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

第2条 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第9条第4項の適用については、第9条第4項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

第3条 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規則第9条第4項の規定にかかわらず、同項により算出される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤役員以外の者から常勤役員となった者にあつては、その常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給、特別地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、その他の別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成22年6月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

第4条 前条に定めるもののほか、同条の規定の取扱いについては、職員の例に準ずるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年3月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

第2条 平成24年6月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規則第9条第4項の規定にかかわらず、同項により算出される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- 一 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤役員以外の者から常勤役員となった者にあつては、その常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給、特別地域手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、その他の別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成23年6月1日、12月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末特別手当

の額に100分の0.37を乗じて得た額

第3条 前条に定めるもののほか、同条の規定の取扱いについては、職員の例に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年5月1日から施行する。

(平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。))における給与の支給)

第2条 特例期間中は、役員給与規則第5条に掲げる本給の適用を受ける役員に対する俸給の支給においては、俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額を減じた額を支給する。

俸給表	職務の級または号俸	割合
指定職俸給表	全ての号俸	100分の9.77

(特別地域手当)

第3条 特例期間中は、役員給与規則第7条に掲げる特別地域手当の適用を受ける役員に対する特別地域手当の支給においては、同条第2項において算出された額に100分の9.77を乗じて得た額を減じた額を支給する。

(期末特別手当)

第4条 特例期間中は、役員給与規則第9条第4項の規定にかかわらず、同項により算出される期末特別手当の額から100分の9.77を乗じて得た額を減じた額を支給する。

(平成24年4月給与にかかる較差相当分の調整)

第5条 平成24年4月に支給された給与にかかる較差相当分については、平成24年6月の期末特別手当支給時に、本附則2条及び3条に基づき俸給及び特別地域手当に100分の9.77を乗じて得た額を減じた額を支給することで調整する。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

ただし、改正後の第5条、第7条及び第9条は、平成27年4月1日から適用する。